

2025年5月

保護者各位

明治学院中学校

明治学院東村山高等学校

校長 大西 哲也

2025年度 明治学院授業料等軽減制度のお知らせ

明治学院中学校・明治学院東村山高等学校では、1996年度から本校独自の授業料軽減制度を設けております。この制度は、在学中に生じた経済的理由により生徒の学業継続が困難となった場合に保護者の負担を軽減することを目的とするものです。

2025年度明治学院授業料等軽減制度についての募集を下記の規程に基づいて行いますので、内容をよくお読みになって、ご希望の方は申請手続きを行ってください。前年度、申請をして軽減対象となった方も、ご希望のある方は改めて今年度の申請を行ってください。

なお、本軽減対象には授業料に加えて施設費および教育維持費が含まれます。

記

1. 軽減対象者

主たる生計を支えている家族が、以下のいずれかに該当し、収入の道が断たれるか減収となり、学業継続が困難となった者。

①死亡 ②疾病・障害等による長期入院 ③倒産・失業 ④その他

2. 軽減金額

①当該年度中に納付すべき授業料等（授業料、施設費および教育維持費）の合計額の半額を上限とする。

②年度途中において、本規程の対象となった者は、その対象月以降の授業料等に対して軽減する。

3. 適用期間

2025年4月～2026年3月

4. 申請方法

① 事務室にて申請書類をお受け取りください。

② 申請書類を事務室へ、期日までに提出してください。

（裏面に続く）

5. 申請書類

① 「明治学院授業料等軽減申請書」（本校所定用紙）

② 「令和7年度住民税課税（非課税）証明書」

※扶養家族欄に人数記載のあること。

※同居家族に所得がある場合（配偶者に配偶者控除の適用がない場合）は、住民税課税証明書が必要です。

③ 軽減事由を証明する書類（死亡届・入院・倒産・離職票・その他）

※在学中に生じた事由発生日が分かる書類を提出してください。

※継続者は、状況に変化があった場合のみ提出

6. 提出期日

2025年6月16日（月）12：00締切

7. 選考方法

本校奨学生選考委員会による書類審査

但し、新規の場合は原則として保護者の面接をします。

中学で認定されていた方も、高校で新たに申請される場合は新規の扱いとなり、面談が必要となりますのでご承知おきください。

8. 選考結果

選考結果を7月末までに、保護者宛に郵送にて通知いたします。

なお、高校生の軽減金額については、高等学校等就学支援金などの審査結果後に確定いたします。

9. 軽減方法

中学：9月・2月の2回に分けて、軽減金額を学費口座に振り込みます。

高校：軽減金額確定後に、軽減金額を学費口座に振り込みます。（1月予定）

<その他>

① この制度は毎年1回、当該年度の6月に募集を行います。なお、この募集時期以外に理由が発生した場合は、年度途中でも受け付けますので、事務室まで申し出てください。（最終受付日は当該年度の1月末日）

② 中学・東村山高校学則には、学納金等を正当な理由がなく滞納した場合、退学となりうる規定があります。この規定に該当しますと、本制度の対象から除外されますので、ご注意ください。

③ 年度途中で退学・休学になった場合、翌月からは軽減対象になりません。

④ 高等学校等就学支援金および東京都私学財団授業料軽減助成は、別の授業料軽減制度になりますので、該当者は別途申請手続きを行ってください。

以上